破産手続終結

平成２６年（フ）第１６６号
埼玉県熊谷市三ケ尻3432番地
破産者　八紘建設株式会社
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２０３号
長野市若穂綿内1136番地27
破産者　株式会社Ｉ・Ｚ
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３８３号
札幌市北区西茨戸５条１丁目５番３号
破産者　株式会社平澤水産
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５３２号
千葉県鎌ヶ谷市初富本町１丁目15番10号　第４サンハイツ101号、開始決定時の住所栃木県日光市野口704番地４
破産者　福田加代子
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４９９号
栃木県宇都宮市御幸町326番地９
破産者　伴　　一浩
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５５８号
栃木県宇都宮市鶴田町273番地１　メゾングリシーヌＢ203号室、前住所栃木県宇都宮市平松本町351番地　イースト鈴宏Ｉ201号室
破産者　亡熊田郁子相続財産
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９５号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏817番地５
破産者　株式会社神康製作所
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２６３号
山梨県甲府市中央１丁目12番42号　２Ｂ、商業登記簿上の本店所在地山梨県甲府市中央１丁目12番42号
破産者　株式会社ブイアールイーコンサルタント
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１５号
北海道函館市千歳町３番２号
破産者　株式会社カトウコーポレーション
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３７４号
金沢市豊穂町55番地、従前の本店所在地石川県白山市行町西28番地
破産者　株式会社大日
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３０１号
岐阜県羽島郡笠松町長池646番地の１
破産者　株式会社大豊
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１２６号
岐阜市八代２丁目６番５号
破産者　フレットこと　川瀬　欣宏
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３７号
静岡県藤枝市小石川町３丁目７番12―５号
破産者　株式会社園田コーポレーション
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２１号
愛知県豊橋市駅前大通１丁目77番地１
破産者　有限会社ナオ
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３７９号
福岡市南区寺塚２丁目14番33―４号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区小笹５丁目16番２号
破産者　今泉　治樹
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８１０号
福岡市早良区原４丁目７番32―504号
破産者　林　美恵子
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４８７号
福岡県春日市上白水10丁目14番地　レクエルド・カーサＡ棟101号
破産者　永治　孝一
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２２号
長野県下水内郡栄村大字北信3601番地５、破産手続開始決定時の住所長野県下水内郡栄村大字豊栄3035番地１
破産者　上倉　潔愼
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係